

カトリック宇治教会・カルメル共同体評議会規約

第1条（名称）

本会の正式名称は、カトリック宇治教会・カルメル共同体評議会とする。

第2条（本会の目的）

本会は、男子跣足カルメル修道会宇治聖テレジア修道院内の聖堂に集う、京都南部山城ブロックのカトリック宇治教会・カルメル共同体が、カトリックの普遍教会の教え、および京都教区の方針に一致したビジョンを持ち、男子跣足カルメル修道会宇治修道院との関わりの中で福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行なうために設置される。

第3条（主宰）

本会は、カトリック宇治教会・カルメル共同体のために、男子跣足カルメル修道会宇治修道院が指名した男子跣足カルメル修道会司祭を主宰者とする。（以下、主宰者という）

2 本会固有の運営に関して、本会を主宰する司祭は、京都南部山城ブロックの担当司祭と共同司牧の精神で協調する。ただし、修道院聖堂を場として教会活動をしている都合上、必要に応じて、修道会の方針を考慮する。

第4条（評議員）

本会は主宰者から任命された、次の評議員によって構成され、そのメンバーは5名程度とし、第6条によって開催される会合に出席するものとする。

- (1) 信徒の代表となる2名の「役員」。
 - (2) 第9条、第10条に規定される各部会の代表者。ただし、部会の代表者間の兼任や、「役員」と部会代表者の兼任は、これを妨げない。
 - (3) 第14条に規定され、本会から承認されている任意団体の代表者のうち、本会が評議員に加わることが本会の運営上、望ましいと判断された者。ただし、この評議員は定員の5名に含まれなくても良く、さらに本会が、この評議員の役割が完了したと判断した時は、速やかに任を解くことができる。
- 2 評議員の任期は1月から12月の1年間とし、再任を妨げない。ただし、原則として2期2年までとする。
- 3 任意団体の代表者のうち、議題に関わるため本会によって出席を要請された者はオブザーバーとして参加できる。

第5条（役員の選出、任期）

- 主宰者は、共同体の意見を参考にして、新役員を指名・任命する。
- 2 役員は1年ごとに、1名が改選される。
 - 3 役員は、何らかの事情により、任期途中において退任せざるをえない時は、これを主宰者に申し出ること。主宰者は評議員全員に通知した上、これを受理する。主宰者は、共同体の意見を参考にして、残りの任期を務める後任の新役員を指名・任命する。

第6条（評議会の会合）

- 本会は、主宰者の招集によって開催される。
- 2 本会は、原則として月1回の定例のほか、必要に応じて随時開催される。
 - 3 主宰者は案件によっては、臨時に本会を開催して討議する。ただし、臨時の会合をもつことが諸事情で持てない場合は、評議員間の電子メール、SNS等を利用した可能な形の会議形式により、意見の集約をはかるように努める。
 - 4 役員は、主宰者によって承認された決定事項を速やかに公開する。

第7条（審議事項、及び結論）

本会は、カルメル共同体の運営活動全般に関わる以下の事項について、福音的精神による対話と識別を元に審議し、結論を出す。

- (1) 当共同体の宣教司牧と管理運営に関する基本方針（長期・短期）について
- (2) 宣教司牧方針に基づく、共同体活動全般にわたる年間行事や催事について
- (3) 収支の予算と決算、及び予算外の支出について
- (4) 各部会、任意団体等から提案された事項について
- (5) 各種の部会、任意団体等の設置、承認、改編、廃止等について
- (6) 教区・ブロックからの提案事項について
- (7) 本規約の改変について
- (8) その他の事項について

第8条（役員の役割）

役員は、主宰者と共に、「共同宣教司牧」の推進のために、次の事項を担当する。

- (1) カルメル共同体の代表として、必要に応じて「ブロック会議」および「地区協議会」に出席する。
- (2) ブロック担当司祭団や主宰者と共に共同司牧活動や当カルメル共同体運営についての企画・連絡・調整を行なう。
- (3) 緊急的に判断を要する事項について、主宰者との協議・対応を行ない、その経過を次回評議会に報告する。
- (4) 本会の準備、議案作成、議事運営、決定事項の記録作成・配布・保存などを行なう。
- (5) カルメル共同体内の諸連絡、各部会間の連絡調整を行なう。
- (6) 案件によっては、評議員が役員の役割を代行する。

第9条（部会の設置）

カルメル共同体には、本会で決定された活動執行機関として次のとおり部会を設置する。

- (1) 教育部
- (2) 典礼部
- (3) 広報部
- (4) 施設管理部
- (5) 財務部

2. 部会の役割は、別に定める規程により、公示する。
3. 信徒一人ひとりが自己の使徒職を意識し、社会に向かって福音宣教するために、原則としていずれかの部会に属する努力をすることとする。このため、各部会は誰に対しても開かれた形で部員を公募する。また、信徒各自の事情により、部会に参加できない信徒も、祈り・犠牲等、見えざるところでの貢献で支えていることを忘れてはならない。
4. 部員の部会に属する期間は特に、これを定めない。ただし、信徒一人ひとりがカルメル共同体の様々な活動に関して理解を深めるため、積極的に他の部会を体験するように努める。
5. 第9条の3で定めた通り、各種の部会の部員は公募とするが、財務部については、奉仕の性質上部員の公募は行なわず、本会で指名した者を主宰者が任命することとする。また、財務部によるカルメル共同体の会計の処理については、主宰者、司祭、信徒に説明する資料を年度ごとに作成し、保管する。
6. 各部会の具体的な活動内容、活動方針等の細則については、各部会員の合意により別途定め、本会に報告して、主宰者の承認を得る。
7. 各部会は、必要に応じて定例の集まりを行なうことが望ましい。

第10条（部会の代表者）

各部会は、部会の取りまとめ役として、代表者を置く。

2. 部員間の話し合いで推薦し、本会に報告し、主宰者が任命する。
3. 部会代表者の任期は、第4条2の規定を準用する。

4. 各部会から代表者として本会の評議員になる者は1名とし、本会の会合に出席する。

第1 1条（会計）

財務部は、部会、及び諸活動の予算・決算をはじめとする、カルメル共同体のいっさいの会計を集約する。

2. 予算外の支出は、評議会で審議し、主宰者の承認を得て支出する。

3. 急を要する場合は、主宰者の判断で支出することができる。ただし、その後、定例会などの本会に報告しなければならない。

第1 2条（会計監査役）

会計監査役は、主宰者が任命する

2. 会計監査役は毎年のカルメル共同体会計を監査し、監査結果を本会に報告する。

3. 会計監査役の任期は、第4条2の規定を準用する。

第1 3条（地区制度）

地区制度については、必要が出てきた場合には設けることができる。

2. 各地区的区分、区分数及び名称は、主宰者と本会の協議と主宰者の承認によって定められ、情勢によって見直される。

3. 各地区的代表は、地区所属信徒の互選により選出され、その任期は定められない。

第1 4条（任意団体）

任意団体とは、信徒の自発的な意思により、教会が福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のためにカルメル共同体の方針に従って運営され、主宰者と本会が教会内の親睦、交流や奉仕に役立つと判断し、かつ、第9条に定める部会とは性格を異にして、設立が必要だと承認された団体をいう。

2. すべての任意団体は、本会に代表者、設立趣旨、目的、運営方法、ならびに会計などを書面で提出し、説明をおこなう。その設立は評議会において審議され、主宰者の承認を得なければならない。

3. 設立された任意団体は、年度ごとに活動、及び会計などを書面で本会に報告する。

4. 信徒の団体への参加は各信徒の自由な意思で行なわれ、また、その運営に関しては、任意団体に任されるが、必要に応じて本会に活動状況を報告する。また、信徒への広報もおこない、誰に対しても開かれたものとなるように努力することとする。ただし、運営は教会の秩序を維持し、信徒の一致を目指すように行なわなければならない。

5. 第4条にある通り、任意団体の代表者は、本会の例会にオブザーバーとして参加したり、場合によっては評議員の一員として加わったりすることができる。

6. 本会が承認した後、主宰者の判断により、以下の場合承認を取り消すことができる。

(1) その団体がカルメル共同体において他に代わるものがある場合。

(2) カトリック教会の活動として不適切であるなどと本会が判断した場合。

(3) 団体より解散届が出された場合。

第1 5条（評議会の総括）

本会は、本規約の精神に基づき、その年の総括を年1回行なうこととする。

第1 6条（カルメル共同体総会）

主宰者は、年一回、カルメル共同体の信徒が誰でも参加することができる総会を開催する。総会の役割は次の通りとする。

(1) 京都教区から周知徹底することが求められる事項を解説する。

(2) 新役員、および各部会の代表者を紹介する。

(3) 本会が決議した内容を周知してもらうため説明する。

(4) 本規約の改変があった場合、その内容を説明する。

(5) 本会が行なった総括を報告する。

(6) 年間の予算、決算を報告する。

- (7) 新年度の共同体活動全般にわたる行事や催事についての年間計画を説明する。
- (8) その他必要な事項を報告・説明する。
- (9) 信徒からカルメル共同体の運営についての自由な意見を聴取する。

第17条（規約の改正）

本規約の改正は、主宰者、または本会の提案を受けて審議され、評議員の3分の2の賛成を得た上、主宰者の承認を得て、改正案をカルメル共同体から教区司教に提出され、教区司教の認可を受ける。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2020年1月29日
本規約の発効 2020年1月29日

+ハウ~~ニ~~大場直

